

平成27年第6回東大和市議会総務委員会記録

平成27年12月9日（水曜日）

出席委員（7名）

委員長	蜂須賀 千 雅 君	副委員長	押 本 修 君
委員	尾 崎 利 一 君	委員	大 后 治 雄 君
委員	関 野 杜 成 君	委員	中 間 建 二 君
委員	床 鍋 義 博 君		

欠席委員（なし）

委員外議員（6名）

議長	関 田 正 民 君	1 番	森 田 真 一 君
3 番	上 林 真 佐 恵 君	4 番	実 川 圭 子 君
1 7 番	荒 幡 伸 一 君	2 0 番	木 戸 岡 秀 彦 君

議会事務局職員（5名）

事務局長	関 田 新 一 君	事務局次長	長 島 孝 夫 君
議事係長	尾 崎 潔 君	主 任	櫻 井 直 子 君
主 事	須 藤 孝 桜 君		

出席説明員（4名）

副 市 長	小 島 昇 公 君	企画財政部長	並 木 俊 則 君
企画財政部参事	田 代 雄 己 君	市民課長	山 田 茂 人 君

会議に付した案件

- (1) 第65号議案 東大和市における個人番号の利用等に関する条例
- (2) 27第12号陳情 第189回通常国会で成立した平和安全法制の廃止を要請する陳情
- (3) 特定事件調査
行政視察について

午前 9時30分 開議

○委員長（蜂須賀千雅君） ただいまから平成27年第6回東大和市議会総務委員会を開会いたします。

○委員長（蜂須賀千雅君） 初めに、第65号議案 東大和市における個人番号の利用等に関する条例、本案を議題に供します。

本案につきましては、既に本会議におきまして、提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに質疑を行います。

○委員（尾崎利一君） まず、この議案審査の前提にかかわることですけれども、その後資料で東大和市における個人番号の利用等に関する条例施行規則骨子案が示されましたけれども、この条例そのものが、その大半を施行規則に委任する形になっています。したがって、施行規則がきっちりしたものが示されないと、条例そのものについての審査に大きな影響を与えるというふうに考えていますけど、骨子案ということは、これは条例が決まれば、このまま施行規則になる案だということなのか。それとも、まだ検討過程の案なのか、まず伺います。

○企画財政部参事（田代雄己君） 資料としてお出ししております骨子案につきましては、原則として、この内容で制定をしたいと思っているところがございますけれども、もう一度精査が入りますので、例えば情報の内容だったり、事務の内容としては大きく変わるころはございませんけれども、文言だったり、必要な整合をとったりという、若干の修正は精査する中で生ずる可能性はあります。

以上でございます。

○委員（尾崎利一君） この条例そのものが来年の1月1日施行ということで附則に書かれています。きょうが12月9日ということで、この段階で議会に提出される条例、そして新規条例の細目を決める施行規則が、まだ詳細なチェックが終わっていないということでは、責任持って審査することができないんじゃないかと。後でもいろいろ伺いますけれども、このマイナンバー制度、個人番号制度そのものが、さまざまな個人情報漏えいしていく可能性をはらんで、危険なものだと、違憲裁判も提起されているようだけれども、そういう状況のもとで来年1月1日施行にもかかわらず、施行規則が整っていないと、それをそのまま議会に出して審査してくれというのは、ちょっと余りに無責任ではないでしょうか。

○企画財政部参事（田代雄己君） 条例の施行規則でございますけれども、本来は条例が固まった段階で施行規則ができ上がるものでございます。現在条例そのものが、本議会のほうで御審議いただいているところがございますので、まずその条例が固まったというのが前提であるかと思えます。私ども、この規則骨子案とつけさせてもらったのは、条例が固まった前提で、こういう規則でやらせていただきたいというところがございますので、先ほどの答弁の繰り返しになりますけれども、原則この内容ではいきたいと思っております。それは、条例のほうで規則に委任している事務や、情報の内容がございますので、そこはぶれるところはないというふうに思っておりますけれども、若干の文言修正等は生じる可能性はあるということで、先ほど御答弁をさせていただきました。

以上でございます。

○委員（尾崎利一君） 私は条例、きょう委員会で審査をして、15日に本会議で可否が決められるという段階で、施行規則が固まってないというのは、極めて安易なやり方だというふうに指摘せざるを得ません。

それから、若干これは市と教育委員会の事務を定めるということですが、今個人番号通知カードなど

が届けられていて、そこでもいろんな問題が指摘されているところですけども、この1月1日からの施行前に今いろいろ進んでいる事務等もありますので、若干伺いたいんですが、この通知カードの配達の際の本人確認というのは、どのようにされるようになっているのでしょうか。

○市民課長（山田茂人君） 通知カードにおきましては、全体といたしまして、国から国民の全世帯ごとに配達するというごさいますので、郵送方法におきましては、郵便局を通じて簡易書留で送るということになっておりますため、通常の簡易書留のやり方で行っているということをごさいます。

以上ごさいます。

○委員（尾崎利一君） 私は何か特別に、個人情報にかかわることなので、特別な配慮がされているのかなと思っけて伺っているんですが、私が受け取ったときには、住所を示されて、この住所に間違いはないですかと確認を受けたんです。別の方は、そこを示されないで、住所を言ってくれというふうに言われた方もいると。それから、別の方は裏側の庭で仕事をしていたら、子供に呼ばれて受け取っておいてと言われたら、子供が受け取って持ってきたのを見たら、個人番号通知カードだったということで、対応がかなりばらばらに見受けられるので、特段のそういう配慮が指示されているのかどうかという点について、確認をしたいんです。つまり、個人番号通知カードという個人情報にかかわるものを配布するわけですから、それなりの個人番号が漏れたり、他人に渡ったり、間違ってもしないようにする特段の配慮が求められているのではないかと思うんですが、その点はいかがでしょうか。

○市民課長（山田茂人君） 通常の簡易書留の方法で行っております。

以上ごさいます。

○委員（尾崎利一君） そうすると、郵便局の中でそういう大事なもののだということ、いろんな対応があったということかと思っけます。ただ、いずれにしても今幾つか事例挙げましたけれども、対応がばらばらで、こういう段階でも情報が漏れいする可能性もあるということではないかというふうに思っけます。

それから、これはもう1月1日からの事務にもかかわることですけども、他の自治体ですけども、住民が希望していないのに個人番号付の住民票だったか何かが発行されるという出来事があつて、これは報道されたところですが、なぜあのようなことが起きたのか。職員が気をつける以外に防止する方法はないのか、システム上、それとも防止できることなのか、そこら辺について伺っけます。

○市民課長（山田茂人君） あのようなことが起きたのかということをごさいます、実際は他市においては、やはり人為的なミスでございまして、当市において窓口での交付におきましては、機械で基本的に個人番号を表示させるか、させないかということは、機械でさせるということについてチェックをするということをやつておっけまして、実際に機械上でのシステム上で、突合作業を行わせることはできませんので、発行前に申請書と突合を行うことで、誤交付を防ぐことができるということをおっけておっけます。当市においては、突合を徹底しておっけますので、誤交付を防いでおっけます。

以上ごさいます。

○委員（尾崎利一君） 人為的なミスだということ、職員がミスすれば、ああいうことが起きるということだったと思っけます。

それから、これも今後もかわることですけども、通知カードは今まとめて送られていっますけれども、今後も適宜必要があれば送られていくということになると思っけます、区部で一部地域に丸ごと通知カードが発送されていなかったと。しかも区当局は、このことを知らなかったと、郵便局があ地域だけ丸々あいていっる

よということで指摘を受けて、それが判明するという出来事も起きました。これは、なぜああいうことになるのか、業務全体が他の団体に任されていて、区当局、市当局はわからないという仕組みなのか、どうなのか、自治体はどのように関与しているのか伺います。

○市民課長（山田茂人君） 新聞報道等によりますと、何らかの作成作業におけるトラブルというふう聞いておりますが、詳細は国や機構が現在確認中とのことでございます。それで、当市におきましては、現在初回の配送作業、無事に終了いたしまして、このようなことは起こってございません。それで、当市におきましては、実際そういう自治体関与してないかということでございますが、郵便局との間で実際配送前から綿密な調整を行った上で業務を行っておりますので、実際他の団体任せにしているということではございません。

以上でございます。

○委員（中間建二君） 今までの尾崎委員の質疑の趣旨はわかるんですけども、きょうの議案は個人番号の利用等に関する条例の審査ですから、その前段の郵送事務だとかということは、本来この条例の審査には私はなじまないと思うんですね。ですから、条例審査に関連してということであれば、全く質疑できないということはないと思うんですけども、できる限り条例の内容に沿った質疑に戻してもらるように、ちょっと委員長としても、そういう運営をお願いしたいと思います。

○委員長（蜂須賀千雅君） 今中間委員からお話しありましたとおり、条例に関連していることで、尾崎利一委員今聞いていただいているとは思いますが、その辺よく鑑みていただいて質疑を続けていただければというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○委員（尾崎利一君） それでは、条例そのものについて伺いますけれども、この条例が28年1月1日から施行されるということですが、市と教育委員会の事務について、個人番号が利用できるというためにつくられているということですけども、このシステムについてですけども、例えばこの個人番号にかかわる情報をメモリーに職員がコピーをして持ち帰って作業をするとか、ネットワークにつながったコンピューターに移して作業をするというようなことが、システム上、可能なのかどうか。もちろん、そういうことははいけないというふうに指導はすることは当然だと思いますが、システム上、そういうことができない状況になっているのかどうか伺います。

○企画財政部参事（田代雄己君） システムに関してでございますけれども、例えばマイナンバーをエクセルファイルみたいな形で、その台帳から出力するような機能や、あるいはマイナンバーが表示された画面が印刷できるような機能というのはつけておりませんので、それそのものを抜き出して何かするということができないことになっております。また、各パソコンにはUSBメモリーの媒体などが接続できないようになっておりますので、抜き取りもできないということを考えております。

それと、操作する職員ですけども、操作する職員を特定しまして、例えばマイナンバーを閲覧できる職員には、個人ごとにIDで管理者にアクセスログの保存なども行うなどして、セキュリティーには万全を期してまいりたいと思っておりますのでございます。

また、インターネットに接続しているパソコンに情報を乗せるということも、他の自治体なんかではありますけれども、東大和市の場合はインターネットのパソコンと中の業務のパソコンは完全に分離しておりますので、インターネットのパソコンでは個人情報扱うこともしておりませんので、その辺の心配もないというふうに考えております。

以上でございます。

○委員（尾崎利一君） ちょっと今非常に気になったんですけど、他の自治体ではあるけれども、東大和市ではないということなんですが、実際に他の自治体ではあるのかどうかということが一つと、それからパソコンなんかで画面そのものをコピーするという機能がありますよね、データとしてじゃなくて、映像してコピーしたりすることができるという機能ありますけれども、そういうことも含めて、システムそのものから情報が漏えいするということはないというふうに考えていいのかどうか。

○企画財政部参事（田代雄己君） 先ほど、私の答弁で他の自治体と申し上げましたが、訂正させていただきたいと思います。

私が今イメージしたのは、日本年金機構のケースでございまして、インターネットのところに情報を乗せてしまったということで、漏えいしたということで新聞報道等ありましたので、そこをイメージしてお答えさせていただきました。申しわけありませんでした。

それと、通常の業務する画面では、マイナンバーそのものを、そこで管理するという業務ではございませんで、マイナンバーを入手しますけれども、マイナンバーというのは、それにひもついた宛名番号に置きかえています、庁内では、その宛名番号を使って、業務のパソコンを動かすことになっておりますので、その業務のパソコンの上からマイナンバーを画面として見ることはないということと考えております。

以上でございます。

○委員（尾崎利一君） ごめんなさい。画面そのものを、マイナンバーを扱っている、個人情報も扱っているコンピューターあるわけですよね。いろんな普通パソコンなんかは、画面そのものは映像としてコピーする機能ってついていますよね。それでコピーすれば、それをほかへ移せるとかということはないのかということを知ったんですけど。

○企画財政部参事（田代雄己君） 業務用のパソコンの中でマイナンバーを使っておりませんので、画面の上からそれを印刷することはできません。見られません。

以上でございます。

○委員（中間建二君） 何点か質疑させていただきます。

まず、この個人番号の利用等に関する条例、いわゆるマイナンバーですけれども、国の法律に基づいて、国の統一した施策を東大和市の中で事務執行していくということですが、国のさまざまな資料を見ますと、このマイナンバー制度を導入する目的として、例えばより正確な所得把握が可能となり、社会保障や税の給付と負担の公平化が図られるとか、また社会保障や税に関する各種行政事務の効率化が図られる、ITを活用することにより添付書類が不要となると国民の利便性が向上する等々、効果が述べられておりますけれども、当市においては、このマイナンバー制度を導入することのメリット等について、どのような認識を持っていらっしゃるのか、お尋ねしたいと思います。

○企画財政部参事（田代雄己君） 東大和市のメリットとしましては、まず市民の皆様にとって、この社会保障・税番号制度の限られた分野でございまして、法律や条例で定められました事務に対して、申請などする場合に添付書類が省略することができると考えております。

また、それによりまして私ども職員としましては、紙で複数枚集めて、その人の資格を審査しておりましたけれども、それが他の課と連携することによりまして、電子的な情報の中でやりとりできるということで、その辺でも十分効率化が図られると思っております。

以上でございます。

○委員（中間建二君） そうしますと、具体的な申請事務等の取り扱いなんですけども、例えばこの条例の第4条で特定個人情報の提供の取り扱いについて規定がなされているわけなんですけども、またこの個人番号のマイナンバーを活用する事務については、第3条のところで利用の範囲として、別表で規定されているわけですが、具体的に例えば特定の事務について、どういう添付書類が必要だったものが、このマイナンバーを活用することによって、その添付書類の必要がなくなるのか、このあたりちょっと具体的な例を挙げて説明していただければと思うんですけども、いかがでしょうか。

○企画財政部参事（田代雄己君） それでは、第65号議案の資料としまして、規則の骨子案がございますので、そちらを使って御説明させていただきたいと思っております。

資料の2ページになりまして、第4という項がございます。

心身障害児福祉手当の支給に関する事務ということです。こちら、条例の別表の第1の2の項と、別表第2の2項に、こういう事務で使いますよということと、こういう情報が使えますよということが書いてございます。具体的に、この規則で定める事務としましては、障害児福祉手当支給条例と、障害児福祉手当支給条例施行規則、それによります心身障害児福祉手当に係る申請の受付や申請に係る事実についての審査、適格者かどうかの把握ですね。当該申請に対する応答、その他の心身障害児福祉手当の支給に関する事務に対して、この個人番号を使いたいということです。

さらに、どういう人の情報かといいますと、申請に係る障害児に係る情報です。この心身障害児福祉手当というのは、20歳未満の4級以上の障害をお持ちの方だったり、知的発達遅滞の程度は軽度以上だったりという要件がございます。ですので、この第1号（1）にありますように、その申請に係る障害児の障害者関係情報、こちらを電子的に見させていただくことによりまして、それを証する書類の省略ができます。

また、（2）のほうでは、施設入所関係情報というのがございますけれども、これはこの手当が支給できない条件というのが、この障害児福祉手当支給条例の施行規則のほうに書いてございますけれども、その施設に入っていると手当は出せませんよというような規定がございますので、その施設入所関係情報を入手することによりまして、対象者の把握ができていくということで、そのような関係がございまして、添付書類の省略等もできますので、利便性の向上につながるということを考えております。

以上でございます。

○委員（中間建二君） 具体的な今事例を挙げていただきましたので、このマイナンバーの活用等についての市民側の負担の軽減、また市側の行政側の事務負担の軽減ということについても理解ができました。

それで、あと最後に1点だけなんですけども、この業務の効率化、また市民の側の利便性の向上ということについては、理解ができるわけなんですけども、この条例では当然のことながら、マイナンバー、個人番号の利用について定めているわけですが、東大和市の中で具体的な個人番号のマイナンバー制度の活用法について、例えば国のほうでは健康保険証との一体化というようなことの方角性が出たり、さまざまな議論もありますし、また先ほど冒頭申し上げたような社会保障、また税の給付の公平化という観点でも取り組んでいくというような方針も出されておりますけども、この点について、市の認識としては、あくまでもこれは国の施策に基づいて、これから市が考えていくということなのか、それとも市のほうが主体的に、このマイナンバーの利便性の向上や給付の公平化を図るために、積極的に市としては活用していきたいという考えを持っていらっしゃるのか、この点についてだけ、最後確認させていただきたいと思います。

○企画財政部参事（田代雄己君） こちらのマイナンバー制度につきましては、先ほども御紹介ありました市民

の皆様の利便性の向上や行政の効率化ということで、国におきまして社会基盤の整備という大きな目的がありまして、導入しているものでございます。市としましては、法律に基づく手続、あるいは考え方につきましては、それに倣ってやっていきたいと思っております。

また、市が独自に出せるようなこと、例えば社会保障・税番号制度に類似するような事務、今回御提案させていただいておりますけれども、条例にのせていただいている事務が、さらに効率化が図られるものは別にあるとすれば、それは利便性の向上が図られるという観点から、対象事務を広げたりとか、そういう考え方も持っているところでございます。

また、条例とは少し離れるかもしれませんが、個人番号カードということで、先ほど健康保険証のお話なんかもございましたけれども、個人番号カードがこれからどんどん普及するに当たりまして、例示としましては図書館のカードなんかにも活用できたりとか、そういうさまざまな分野でも活用できるというようなことも、国において考えられておりますので、もしそういう時期が来ましたら検討を進めて、この辺の活用についても、市民の皆さんにとって望ましいやり方を考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○委員（大后治雄君） 意見に近いような話になってしまいますけれども、このマイナンバー制度の導入に関しましては、私は税の徴収の公平性の担保というところが主眼になっているのかなという気がいたします。今まで、いわゆるトーゴーサンとか、クロヨンとか言われておりますけれども、特に所得に関する税の徴収に対しての包括的な把握といったようなところが、公平性の担保をしっかりとすることができるようになるというようなところが、私は主眼ではないのかなというふうに思っていますが、その辺に関して、市側としては、どういうふうにお考えになっているのかというところが1点と、それからあと先ほど、今回これ条例案ですから、それに対する規則が出てくる、これが骨子案というのは、私は法令制定の順番の問題からいっても、これはもうやむを得ないのかなというところだと思っております。つまり、この条例案そのものが条例案である以上、この場で修正される可能性がありますから、これを規則案というような形にしまうと、さらに大きな修正がなされる可能性がありますので、そこで骨子案とされているということは私は理解できるなというふうに思っています。そういったような考え方でよろしいのかというところを2点、教えてください。

○企画財政部参事（田代雄己君） 税の分野の所得状況の把握につきましては、複数のところから収入を得ている方などが、例えばいらっしゃると思うんですけども、そういう方々がこのマイナンバーを活用することによりまして、1人の所得として総額が把握できますので、そういう面では事務の効率化につながるものと考えているところでございます。

また、先ほどの条例案と骨子案の関係でございますけれども、今大后委員がおっしゃったとおり、条例案が変更する可能性もありますので、その辺を踏まえまして、現在は市として確定しているとは言い切れないところもございまして、骨子案という形で出させていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員（大后治雄君） 市の事務の効率化云々は二義的なものだと思っております。ではなくて、税の徴収の公平性が担保できるのかということ伺いました。

○企画財政部参事（田代雄己君） 税の公平性の担保という形で、そうですね、できるというふうに思っております。

以上でございます。

○委員（尾崎利一君） 市と教育委員会の事務のうち、指定管理や、それから民間に委託されるという事務も多数あるわけですが、それがどういうものがある、そのうち個人番号を扱うことになる事務というのは、どういうものがあるのか伺います。

○企画財政部参事（田代雄己君） 市の事務で委託しているものというのは、かなり複数ありますので、例えば清掃委託だったり、そういうことも含めますとかなりございます。また、マイナンバーを取り扱う、個人番号を取り扱うようなもので委託するものがございますけれども、現在の段階では各課に確認しているところ、今の段階では想定してないということでございます。

以上でございます。

○委員（尾崎利一君） これは、施行規則の中で介護保険法による保険給付に支給、または地域支援事業の実施に関する情報という、これは2ページの第3の（5）のところですか、こういうようなものもありますけれども、そうすると介護保険にかかわって地域包括支援センターとか、いろんなところに指定管理だったり、委託だったりということをやっていますけれども、そういうところについては、個人番号を扱うということはないということよろしいんですか。

○企画財政部参事（田代雄己君） 介護保険施設のほうに、市の事務を直接委託して、例えば市民の皆さんから、その申請書を受け取ってくださいというような業務を行ってもらっていませんので、そういう意味で委託しているものはないということ考えております。

以上でございます。

○委員（尾崎利一君） 今後そういった事務を委託したり、指定管理でいろいろお願いするという場合には、この条例と、この施行規則が根拠になるということになるのかどうか伺います。

○企画財政部参事（田代雄己君） こちらにつきましては、マイナンバーを取り扱える事務と、そして特定個人情報という、使える個人情報を明記した条例になっておりますので、東大和市として使える事務の根拠が、こちらの条例と条例の施行規則になっております。もし、その事務、東大和市の事務を民間の方々にやっていた場合場合には、委託という形で業務をお出しするという形になっております。今民間の事業者のほうに、そうやって委託という形で出すものが想定されておりませんので、今の段階では委託はございません。ですので、事務をふやしたり、情報をふやす場合には、この条例や規則に影響してくるという関係に立っております。

以上でございます。

○委員（尾崎利一君） 私が伺ったのは、この改正の話ではなくて、市が今担っているこうした事務を民間に委託する場合には、この条例や規則に基づいて委託していくということでもいいのかということ伺っております。

○企画財政部参事（田代雄己君） 民間の事業者さんに、これをやっていただく場合には、委託の形式になると思いますので、この条例や規則とは直接関係ないというふうに認識しております。

以上でございます。

○委員（尾崎利一君） ちょっとこの条例で定められている市の事務だから委託できるんであって、この条例に定められていない事務は委託できないわけですね。だから、委託する場合の根拠になる条例は、この条例じゃないかと私は伺っているんです、条例や規則ではないかと。実際に委託する場合に、委託契約を交わしますし、それから委託契約を交わす場合には、市の個人情報審議会や市議会にも場合によっては承認を得るという手続なども踏むことになるんじゃないかと。ただ、その根拠になるのは、やはりこの条例や規則になるんじゃないかということを確認しているんですが。

それから、今言ったのでついでに聞きますけど、そういう委託契約については、個人情報審議会や、内容によると思うんですけども、議会の承認を得るという手続が必要になるという点ではいかがでしょうか。

○企画財政部参事（田代雄己君） 事務の根拠を定めるものは、この条例と規則ですので、もし委託する事務の根拠は何かといった場合には、この条例と規則がかかわります。そして、事務をここで明記されていれば、それが委託で事業者さんにお出しすることができるわけでございますけれども、その出すに当たりまして、東大和市として今度個人情報保護審議会にかけるとかどうかということでございますが、新しい個人情報を扱う事業者さんに事務をお願いする場合には、個人情報保護審議会にかけようになっておりますので、その手続を踏んでいくことになっております。また、議会のほうは、その議決の要件に入っておりませんので、そこまでは不要であると考えております。

以上でございます。

○委員長（蜂須賀千雅君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蜂須賀千雅君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

これより自由討議を行います。

自由討議を終了して、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蜂須賀千雅君） 御異議ないものと認め、自由討議を終了いたします。

討論を行います。

○委員（尾崎利一君） 第65号議案 東大和市における個人番号の利用等に関する条例に反対する討論を行います。

先ほど質疑の中で幾つか言いましたけれども、やはりさまざまな段階で個人情報が漏えいする可能性を否定できない。それから、いろいろお話し伺っていますと、企業に個人番号を提供してくださいと、保険の関係等ですね、それを嫌だと言ったらやめてくださいと言われたという話があったり、ブラック企業の場合は、とてもそういうものを自分の個人情報を、個人番号を明かす気にならないと、どうしたらいいのかというような不安の声も聞かれます。実際に、これまでもこれにかかわる詐欺事件や、個人番号の件で預かりに伺いましたということで、通知カードを取られてしまうというような事件なども既に起きています。そうしたことからいって、そういう個人情報が漏えいする、こういう危険が否定できないという状況のもとで見切り発車するのは許されないことだというふうに思います。

それから、資料として出された施行規則は骨子案にとどまっているという点についても、先ほどの私への答弁では、今議会での修正のある、なしにかかわらず、内容の詰めがまだ終わっていないという趣旨の説明があったと私は理解しています。こうした個人情報にかかわる重大な疑義があるときに、議会に出される施行規則、しかも条例の大半がこの施行規則に引用されているわけですから、これが極めて不十分な状況にあるという時点で、これを承認することはできないというふうに考えます。

以上です。

○委員長（蜂須賀千雅君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蜂須賀千雅君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

第65号議案 東大和市における個人番号の利用等に関する条例、本案を原案どおり可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○委員長（蜂須賀千雅君） 起立多数。

よって、本案を採択と決します。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時 9分 休憩

午前10時25分 開議

○委員長（蜂須賀千雅君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長（蜂須賀千雅君） 次に、27第12号陳情 第189回通常国会で成立した平和安全法制の廃止を要請する陳情、本件を議題に供します。

朗読いたさせます。

○事務局次長（長島孝夫君） 読み上げます。

27第12陳情 第189回通常国会で成立した平和安全法制の廃止を要請する陳情

○委員長（蜂須賀千雅君） 朗読が終わりました。

お諮りいたします。

本件につきましては、説明員の出席はありません。

よって、質疑を省略し、直ちに自由討議を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（蜂須賀千雅君） 御異議ないものと認め、直ちに自由討議を行います。

○委員（尾崎利一君） 私は、平和安全法制は一日も早く廃止しなくちゃいけないというふうに考えています。

それで、国会の関与があるから、国会で適切に判断されるだろうという、私の一般質問に市からそういう答弁があったんですけども、なかなかそうはいかないというのは、これは内閣官房が出している平和安全法制の概要という資料を見ても、国会の承認については国際平和支援法、これまでテロ特措法とか、イラク特措法とかって言っていたものを、一々特措法をつくらずにやっちゃおうというやつですが、これについては例外なき事前承認というふうになっています。ただし、国会の議決について各院7日以内の努力義務規定があるということで、この努力義務規定によって政権与党によって、この7日以内で議決されてしまうと、十分な審議が保障されないという可能性が極めて高いわけです。それ以外については、原則は事前の国会承認だけれども、緊急の必要がある場合は事後承認というふうになっています。ですから、国会の関与が適正に保障されない可能性、もしくは十分な審議がされずに政権与党によって、ごり押しをされてしまうという可能性が極めて高いんだということは1点、指摘をしておきたいと思います。

それから、この平和安全法制については、私はこれまで憲法違反だということによってきたわけですが、憲法違反ではないよと、何よりも日本を守るためのものなんだと、外国へ軍隊出して、日本が武力行使するため

ではないんだと、必要最小限度なんだということで議論がありました。しかし、今議論されているのは、例えば南シナ海への海上自衛隊の艦船の派遣、これを重要影響事態だとして派遣することが検討されていたり、それから南スーダンのPKO部隊については、これは参議院選挙が終わるまで手をつけないようですけども、武器使用基準の緩和、駆けつけ警護という名前で武力行使できるような検討が着々と進められていたりということになっています。

それで、今非常に危険だと思うのが、対IS有志連合の空爆に対する自衛隊による兵たん活動、後方支援ですね、政府の言葉でいう。これについて、安倍首相は法理的には可能だが、政策判断としてやらないというふうに言っているんです。ところが、実際には昨年8月、閣議決定が7月にされたことを踏まえて、アメリカ側から日本政府に対して、ISによる空爆、これについての支援要請があったと。ところが、日本はまだ法律ができていないからということで断っているわけです。今回法律ができた、施行はまだ先ですけども、断る理由を失ってしまっているという現状にあります。今これまでアメリカに対して、ノーということをまともに言ったことがないという日本政府が、こういう状況のもとで果たしてノーと言えるのかということが、極めて現実的に差し迫った危険だと考えています。

既に、ISイスラミックステートは日本もテロの標的にするというようなことを言っているようですけども、これで対IS有志連合も空爆に対する加担ということになれば、これはパリ同時テロのような国内テロ、こういうものも現実の危険として、国民、市民がさらされることになるということから考えれば、この間の状況というのは、やはり平和安全法制、私は戦争法と言っていますけれども、これが日本を守るための最低限のものではなくて、海外でアメリカの肩がわりをして武力行使を行うためのものだった。その現実の危険性も、今迫っているということですから、やはりこれは改めてここ強行されてから3カ月になろうとしているわけですけども、この間の状況を踏まえても、これは一日も早く廃止するという切迫性、緊急性がある問題だというふうに考えております。その点では、海外に軍隊を派遣するものではないんだという議論もありましたので、そこら辺についても、皆さんの御意見もぜひ伺いたいと思います。

○委員長（蜂須賀千雅君） 自由討議を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蜂須賀千雅君） 御異議ないものと認め、自由討議を終了いたします。

討論を行います。

○委員（尾崎利一君） 27第12号陳情 第189回通常国会で成立した平和安全法制の廃止を要請する陳情について、採択し意見書を提出すべきという立場から討論を行います。

この平和安全法制を廃止する緊急性があるという問題については、今自由討議の中でお話をしました。

それについては、繰り返しませんけれども、私はこの平和憲法、憲法9条を守って国際平和に貢献すべきだというふうに考えているわけですが、この陳情についていうと、憲法9条を守って国際平和に貢献する道が正しいのか、それとも今安倍政権が推し進めている軍事力を増強してアメリカの世界戦略に一層深く加担する、こういう道、どちらが正しいのかということについて触れているわけではありません。ただ、この後者の道を進むということになれば、これは本来憲法改正が必要にもかかわらず、この手続を踏まずに立憲主義を踏みこじっているから廃止すべきだということを言っているわけです。これは広く国民の声でもあるというふうに考えます。

それから、2点目は平和都市宣言から見て、今安倍政権が進めていることは矛盾している。平和都市宣言を

挙げている東大和市として、やはり明確な態度をとるべきだという指摘です。平和都市宣言、全文は読み上げませんが、世界で唯一の核被爆国の国民として、また国際社会の平和と協調を理念とする憲法を持つ国の国民として、人類の安全と幸福のために、地域紛争を含む全ての戦争の防止と、あらゆる核兵器の廃絶を心から願うものであります。平和を愛する全世界の人々と手を携えて、戦争と核兵器のない世界の建設に向けて努力することを改めて誓うという、この平和都市宣言からしても、この陳情を採択し、意見書を提出すべきだというふうに思います。

以上です。

○委員（中間建二君） 私は、27第12号陳情に反対の立場で討論を行います。

同趣旨の陳情については、過去2回、同じこの総務委員会の中で議論をされ、論点については、もう出尽くしているものと考えております。その上で、この陳情については、今回の平和安全法制が憲法違反であるとされておりますけれども、憲法9条に基づく専守防衛の理念、平和主義に基づいて、また憲法13条に定められております全ての国民は個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法、その他の国政の上で最大の尊重を必要とする、この憲法13条の理念に基づいて立法措置が図られたものであり、全く憲法違反ではないと考えております。

それから、先ほどの自由討議の中でISに対する日本国の対応についての意見も述べられましたけれども、これについても明確に日本政府の方針として、そのような対応はとらないと明確に述べられておりますし、またこの平和安全法制があるから、日本の国内でのテロの危険性が高まっているというような御意見もございましたけれども、これはこのような法制措置があろうが、なかろうが、国際社会の共通認識としてIS等によるテロの危険度は高まっている、このように認識しております。この平和安全法制とは、全く関係のない話だというふうに理解しております。

それから、最後に立憲主義と述べられておりますけれども、立憲主義の原則とは、もちろん憲法に基づいて統治を行う、また権力の統治抑制を行うという趣旨で述べられているかと思っておりますけれども、この日本の憲法においては、憲法違反かどうかを判断する機関としては、最高裁判所がその任を負うことが憲法上、明確に規定をされているわけでございますので、立法措置がもし憲法違反であるとしたとしても、それを判断するのは憲法学者でもなく、あくまでも裁判所、特に最高裁判所が判断をする、これが立憲主義に基づく対応であると、私はこのように考えております。

以上の理由から、本陳情には反対をいたします。

○委員（大后治雄君） 興市会、大后治雄でございます。27第12号陳情 第189回通常国会で成立した平和安全法制の廃止を要請する陳情に、賛成の立場で討論を行います。

いろいろな今まで同趣旨の陳情が、これで4回目ですか、行われてきたわけでありまして、その中で私どもの考えは、今まで述べてきたとおりでありまして、特に私自身の考えとしては、9条そのものは、しっかりとわかるように、わかりやすいように改憲すべきであるというような立場ではあります。つまり、目指すべきは侵略戦争の放棄、自衛権と自衛軍の保持、海外派兵の厳格な条件を憲法に明記すべしというような立場であります。しかしながら、今回のこの平和安全法制に関しましては、立憲主義にもとるといって考えておりまして、その立憲主義に基づく手続というものを遵守する立場から、今回のこの平和安全法制に関しましては、廃止すべきであるというような立場でもあります。廃止した上で、しかしながらやはり日本を取り巻く状況というのは、確かに刻一刻変わっている状況には違いありません。そのためにも、何らの手当てはすべきで

あるというような考えも持っております。そのために、集団的自衛権云々というところは抜いた上で、個別的自衛権、また警察権等に対応できるような法制をしっかりとつくり、それに対応すべきであるというような立場でありますので、今回のこの陳情に関しましては、私は賛成をさせていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（蜂須賀千雅君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蜂須賀千雅君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

27第12号陳情 第189回通常国会で成立した平和安全法制の廃止を要請する陳情、本件を採択と決すること
に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（蜂須賀千雅君） 起立多数。

よって、本件を採択と決します。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時42分 休憩

午前10時44分 開議

○委員長（蜂須賀千雅君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま採択といたしました27第12号陳情につきましては、委員会として意見書を提出することとし、意見書の案文につきましては、正副委員長に御一任いただきたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蜂須賀千雅君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

○委員長（蜂須賀千雅君） 次に、特定事件調査、行政視察について、本件を議題に供します。

お諮りいたします。

本委員会において、閉会中に行政視察を行うため、お手元に御配付いたしました特定事件調査、行政視察のとおり、特定事件調査事項を決定したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蜂須賀千雅君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

お諮りいたします。

ただいま決しました特定事件調査事項を閉会中の継続審査とすることに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蜂須賀千雅君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

次に、閉会中の委員派遣について、お諮りいたします。

ただいま決しました特定事件調査のため、委員派遣を行う必要があります。

よって、会議規則第96条の規定に基づき、お手元に御配付いたしました派遣承認要求書のとおり、議長に対して委員派遣承認要求をしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蜂須賀千雅君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

○委員長（蜂須賀千雅君） これをもって、平成27年第6回東大和市議会総務委員会を散会いたします。

午前10時46分 散会

東大和市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 蜂 須 賀 千 雅